

○浄化槽法施行細則

平成十二年三月三十一日
宮城県規則第七十五号
改正 令和二年三月二四日規則二八号

浄化槽法施行細則をここに公布する。

浄化槽法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用開始等の報告)

第二条 次の各号に掲げる報告書は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

- 一 法第十条の二第一項に規定する報告書 浄化槽使用開始報告書（様式第一号）
- 二 法第十条の二第二項に規定する報告書 浄化槽技術管理者変更報告書（様式第二号）
- 三 法第十条の二第三項に規定する報告書 浄化槽管理者変更報告書（様式第三号）

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。